

木津川市水道事業

給水装置工事基準

木津川市上下水道部

令和2年10月改正
令和5年10月改正
令和7年 4月改正
令和7年10月改正

令和7年10月改正の概要

- 配水管からの分岐及び水道メーターに関して一部改正

令和7年4月改正の概要

- メーター設置及び竣工検査に関して一部改正

令和5年10月改正の概要

- 係名の修正及びメーター設置に関して一部改正

令和2年10月改正の概要

- 薬品等を扱う工場及び研究所において、薬品等の逆流防止措置を講じる場合は、直結直圧式給水と受水槽式給水の併用を可とし、直結直圧式給水で飲用の水を確保し、受水槽式給水で薬品等を扱うことができるものとする。
- 3階への直結直圧式給水は戸建て専用住宅のみ可とし、事前に給排水係と協議を行うこと。(集合住宅、商業施設、店舗併用住宅等で3階へ給水する場合は、受水槽式給水とする。)
- 配水管の水圧が低く、電気温水器等の使用で家庭用ポンプが必要な場合は、給排水係と協議すること。
- 水道メーターの適正使用流量等を明示した。

口径 (mm)	適正使用流量 (m ³ /h)	月間使用量 (m ³ /月)
20	0. 2 ~ 1. 6	170
25	0. 23 ~ 2. 5	260
40	0. 4 ~ 6. 5	700
50	1. 25 ~ 17. 0	2, 600
75	2. 5 ~ 27. 5	4, 100
100	4. 0 ~ 44. 0	6, 600
150	2. 5 ~ 500. 0	60, 000

- 敷地条件による不合理な配管等を解消する必要があるときは、1建物又は1受水槽に対し、配水管から分岐して水道メーターを1個設置することができる。
- 集合住宅等で水道メーター交換時に断水に支障があるときは、逆流防止機能を有するメーター バイパスユニットを設置すること。
- 口径40mm以下の場合、メーターまたは、鋳鉄製とする。(人・車等の通路に設置しない場合は、樹脂製の使用を可とする。)
- 口径150mmのメーターは、電池電磁式とする。(伸縮管付)

本 編

1 目的

この基準は、給水装置の工事及び管理を適正かつ合理的にするために、水道法（以下「法」という。）、水道法施行令（以下「令」という。）、水道法施行規則（以下「規則」という。）、木津川市水道事業給水条例（以下「条例」という。）、木津川市水道事業給水条例施行規程（以下「規程」という。）及び木津川市水道事業開発給水取扱規程等に基づき、給水装置の設計及び施工について定めたものである。

2 給水装置の定義

給水装置とは、法第3条第9項及び条例第3条に規定する、需要者に水を供給するために水道事業者（市長）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

3 給水装置の構成

給水装置は、配水管に直結するサドル分水栓等、給水管、止水栓、メーター（市から貸与）及び給水用機器をもって構成する。

本市では条例第11条第1項により、配水管への取付口（サドル分水栓等）からメーターまでの間を特定区間とし、特定区間とその他の区間に区別している。

4 給水方式

給水方式には、直結直圧式給水又は受水槽式給水のいずれかを適切に選択すること。

（1）直結直圧式給水

直結直圧式給水とは、給水装置の末端である給水栓まで配水管の水圧を利用して給水する方式をいう。（図1参照）

（2）受水槽式給水

受水槽式給水とは、受水槽を設置して一旦これに受水した後、ポンプで高置水槽に揚水するか、又は圧力ポンプなどで圧送し、間接的に給水する方式をいう。（図2参照）

（3）直結直圧式給水と受水槽式給水の併用

誤接続を防止するため、集合住宅及び商業施設等における直結直圧式給水と受水槽式給水の併用は不可とする。

ただし、薬品等を扱う工場及び研究所において、薬品等の逆流防止措置を講じる場合は、直結直圧式給水と受水槽式給水の併用を可とし、直結直圧式給水で飲用の水を確保し、受水槽式給水で薬品等を扱うことができるものとする。（図3参照）

（4）直結加圧式給水

短時間の水需要の増加に水道施設が対応できないおそれがあるため、直結加圧式給水は不可とする。

図1 直結直圧式給水の例

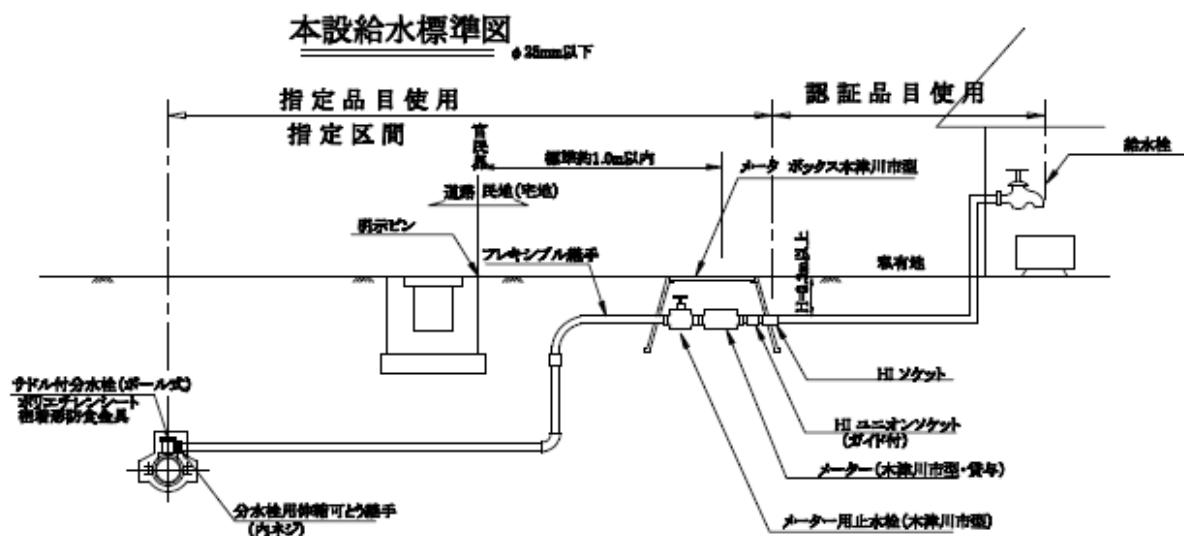


図2 受水槽式給水の例

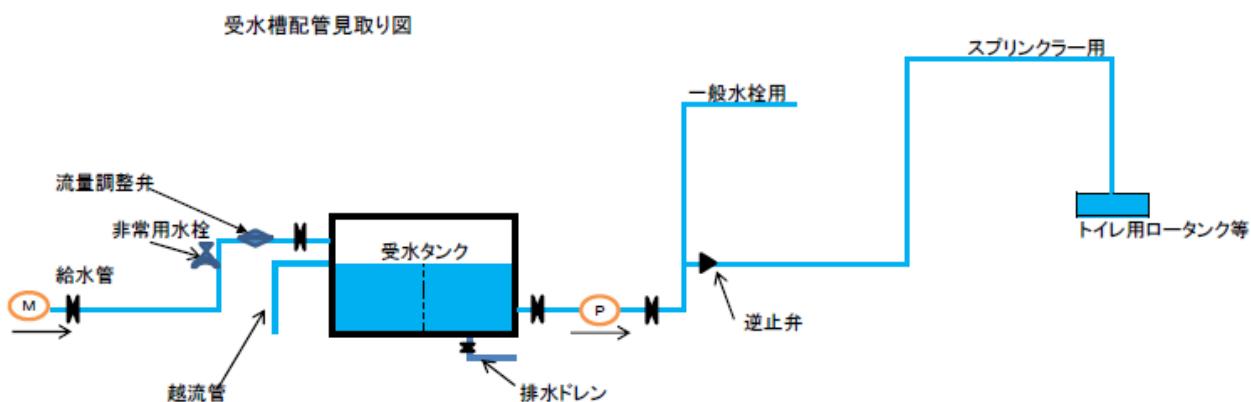
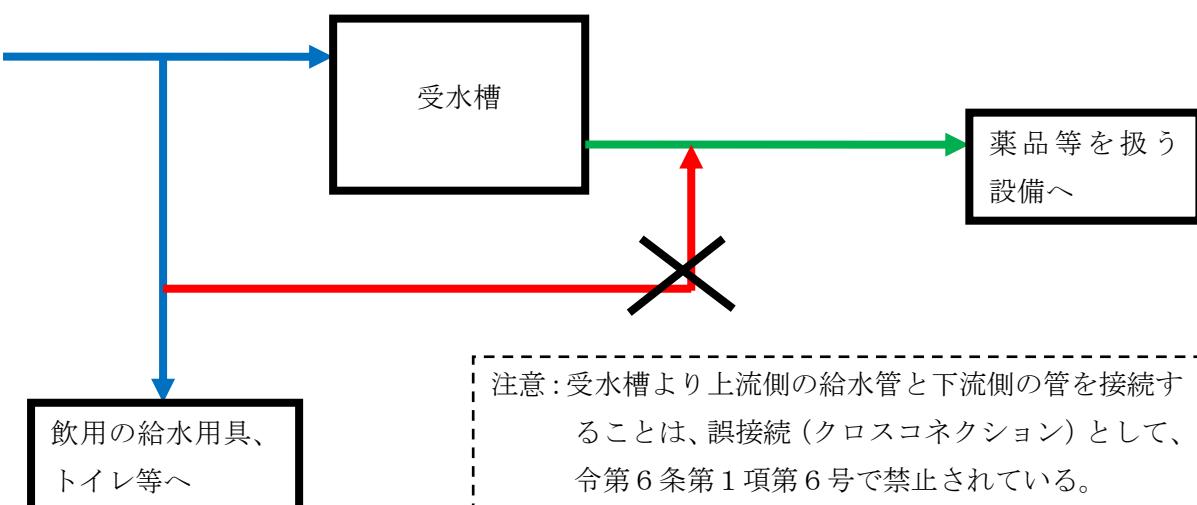


図3 直結直圧式給水と受水槽式給水の併用 (薬品等を扱う工場及び研究所のみ可)



5 給水方法の決定

(1) 直結直圧式給水を採用する場合（規程第13条関係）

- ① 主に2階建て以下の建物に給水する場合
- ② 配水管の能力が、需要者の必要とする水量・圧力を十分に満たしている場合
- ③ 3階建ての戸建て専用住宅（3階以上に給水する場合、戸建て専用住宅以外は受水槽式給水とする。）で、「直結直圧給水施工承認願」により承認された場合
3階建て戸建て専用住宅であっても、配水管の能力により3階への直結直圧式給水が不可能な場合もあるため、事前に給排水係と協議を行うこと。

(2) 受水槽方式給水を採用する場合

- ① 3階建て以上の建物に給水する場合（集合住宅、商業施設、店舗併用住宅、専用住宅等）
- ② 需要者の必要とする水量・水圧が大きく変動し、他の使用者に影響を及ぼす恐れがある場合
- ③ 配水管の水圧変動にかかわらず、需要者が常時一定の水量・水圧を必要とする場合
- ④ 病院・介護施設・公共施設等で、災害や事故による水道の断滅水時においても、給水を確保する必要がある場合
- ⑤ 薬品等を使用する工場及び研究所で、逆流防止措置が必要な場合

6 給水装置の構造及び材質

(1) 次の基準に適合していること。

- ① 配水管への取付口の位置は配水管の直管部で、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。（異形管からの分岐は不可）
- ② 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- ③ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。（配水管の水圧が低く、電気温水器等の使用で家庭用ポンプが必要な場合は、事前に給排水係と協議すること。）
- ④ 水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は濡れるおそれがないものであること。
- ⑤ 凍結、破損、浸食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- ⑥ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- ⑦ 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受けける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- ⑧ 配水管を穿孔するときは、錆及び腐食を防止する措置を講じること。
- ⑨ 逆流を防止することができ、かつ、停滯水を生じさせるおそれのない構造にすること。
- ⑩ 給水ヘッダへの流入前、2階以上又は地階には止水栓を設けること。
- ⑪ 管末がバルブ止め又はプラグ等による行き止まり配管でないこと。
- ⑫ 電気温水器の流入側には逆流防止付止水を設けること。

- ⑬ 露出配管部分は、発砲スチロール・ポリウレタン等の保温材により防寒し、立ち上げ部は、地中20cm以上防護すること。
- ⑭ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月19日厚生省令第14号）で定める性能基準を満たしている給水装置及び用具であること。

（2）給水材料（特定区間）主たる管

- ① 口径50mm以下の給水管は、耐衝撃性硬質塩化ビニール管（H I V P管）とする。
- ② 口径75mm以上の給水管は、耐震用形ダクタイル鉄管（G X管）又はポリエチレン管（P E管）とする。
- ③ 配水管の取付口及び耐震用形ダクタイル鉄管（G X管）は、ポリエチレンシートで保護する。

7 配水管からの分岐及び水道メーター

（1）分岐口径

- ① 新規給水管の最小分岐口径は20mmとし、メーターも同口径とする。
水栓数の規制はないが、水理計算により分岐口径を決定すること。ただし、給水装置工事申込書の提出後、誓約書の提出を求める場合がある。
※ $\phi 13$ にあっては概ね6栓程度まで、 $\phi 20$ にあっては概ね15栓程度までが妥当と考えられるが、給水装置の配置によっては、それ以下でも誓約書の提出を求めることがある。
- ② 給水管の分岐は次の工法とする。ただし、送水管・配水本管からは分岐できない。
 - ア 口径25mm以下はサドル分水栓（ボール式）による工法（不断水施工）。
なお、配水管にサドル分水栓を設け水道メーターまでの給水装置工事を施工する場合は、現地に給水装置に係る配管技能者を従事させること。（規則第36条第1項第2号）
 - イ 口径40mm以上は割T字管による工法（不断水施工）。
ただし、配水管口径は75mm以上でなければならない。
割T字管には、最小口径75mmのソフトシール仕切弁を取付けること。
 - ウ チーズ及び特殊チーズによる工法（断水切取施工）
 - エ 口径40mm以上の分岐工事（割T字管・チーズ・特殊チーズによる工法）及びこれに伴う特定区間は、木津川市水道事業緊急修繕工事施工業者のみ施工できるものとする。
 - オ 口径40mm以上の分岐工事（割T字管・チーズ・特殊チーズによる工法）の施工時は、市職員が立会するため、開庁日（金曜日は午前中）に実施することとし、事前に給排水係と日程調整を行うこと。
- ③ 給水管は摩擦損失水頭の計算により分岐口径を決定すること。
口径50mm以下の場合はウェストン公式、口径75mm以上はヘーゼン・ウェーリアム公式により求めること。
- ④ サドル分水栓は他の分水栓との取付け間隔は30cm以上。割T字管及びT字管で取出す場合は1.5m以上確保すること。

- ⑤ 給水管の分岐方向は本管に対し垂直に取出すこと。ただし、分岐部分からメーター取付位置までの距離が長いなどの場合においては、配水管との分岐部分にバルブ及びバルブボックスを設置すること。
- ⑥ 公道及び私道内での給水管の複数設置を防ぐため、配水支管に相当する管の設置が必要となる場合、その口径については、事前に給排水係と協議すること。
- ⑦ サドル分水栓は、ポリエチレンシートで被服すること。
- ⑧ 新規に給水管を設置する場合、官民境界に給水管の位置が分かるよう表示ピンを取付けること。
- ⑨ 水路を上越しする場合は、さや管を設けること。

(2) 不要な給水管

- ① 不要になった給水装置は、その分岐箇所において撤去する。
※ 2つ以上の給水装置が既に設置されている敷地に住宅を建築する場合についても、原則、使用しない給水装置は撤去する。
ただし、使用しない給水装置を存地することが相当であると認められる理由を記載した理由書を、事前に給排水係あてに提出し、承認を受けた場合は、撤去する必要はない。
- ② 給水装置がサドル分水栓で分岐されている場合は、コックを閉じて分水栓用キャップを使用し、分岐止めを行う。
- ③ 分岐がチーズで行われている場合は、原則チーズを撤去し直管に替えること。

(3) 水道メーターの設置基準（規程第16条関係）

- ① 水道メーターは、1敷地に対して1個設置
- ② 水道メーターは、給水管から分岐して新たに設置することはできないため、配水支管の設置を検討すること。
- ③ 敷地条件による不合理な配管等を解消する必要があるときは、1建物又は1受水槽に対して、配水管から分岐して水道メーターを1個設置することができる。
この場合、理由書を事前に給排水係に提出し、承認を受ける必要がある。
- ④ 集合住宅等で水道メーター交換時の断水に支障があるときは、給水装置所有者又は給水装置使用者は、逆流防止機能を有するメーターバイパスユニットを設置すること。
なお、バイパス内の滞留水を排水するための、ドレンもしくは散水栓等をメーター2次側付近に設置すること。

(4) 水道メーターの設置場所

- ① 敷地境界から敷地側に1m以内に設置すること。
- ② 維持管理しやすく、常に水はけがよく、過重等で破損しない場所に水平に設置すること。
- ③ 点検及び取替え作業に支障のない場所で、水道メーターの上に植木鉢等の物が置かれない場所に設置すること。
- ④ 公道に設置しないこと。
- ⑤ 車庫等で車体又は車輪の下になり検針の妨げになる場所には設置しないこと。

- ⑥ 水道メーターボックスは水道メータ一口径に応じた指定のボックスを使用すること。
- ⑦ メーターボックスの前後20cm、奥行20cm、蓋上80cm以上の空間を設けること。
- ⑧ メーターボックス内に、標準図に記載のない機械・器具等を設置しないこと。
- ⑨ メーター位置が管理上不適当となったときは、給水装置所有者又は給水装置使用者の負担で改善すること。

(5) 水道メータ一口径

- ① メータ一口径は、20mm、25mm、40mm、50mm、75mm、100mm、150mmから、表1の適正使用流量等と整合するように設計すること。

表1 水道メーターの適正使用流量等

口径 (mm)	適正使用流量 (m ³ /h)	月間使用量 (m ³ /月)
20	0.2~1.6	170
25	0.23~2.5	260
40	0.4~6.5	700
50	1.25~17.0	2,600
75	2.5~27.5	4,100
100	4.0~44.0	6,600
150	2.5~500.0	60,000

- ② 40mm以下のメーターは羽根車式直読式とする（上水ねじ）。
- ③ 50mm~100mmのメーターは縦型ウォルトマンとする。（伸縮管付）
- ④ 150mmのメーターは電池電磁式とする。（伸縮管付）

(6) 水道メーターの設置に関する例外

- ① 規程第17条第1項の規定により、メーターは原則として分岐口径と同口径でなければならないが、同口径でないことを認める場合は、次のとおりとする。
 - ア 配水管整備にともない従前は13mmであった給水管を20mmで布設替えする場合で、従前の13mmのメーターをそのまま使用する場合
 - イ 建て替え等により、13mmのメーターの位置変更をするにあたり、新たに給水管を20mmで引き込み、従前の13mmのメーターをそのまま使用する場合
 - ウ U.R開発地域内において、換地時点での分岐口径（既設給水管口径）より小さい口径のメーターを申請する場合。ただし、この場合も規程第17条第3項の規定に基づき、メータ一口径は20mmより小さくすることはできない。
 - エ メータ一口径を減径する場合は、敷地内配管とメーターの口径に差が生じたことにより、水量及び水圧等に支障が生じる可能性があること及び後日メータ一口径を元に戻す必要が生じた場合は差額の納付が必要となることを理解し、これらについての誓約書を提出する場合。ただし、メータ一口径減径後の水量及び水圧等の支障については、市は対

応しない。

- ② 給水管の引込の有無に関わらず、使用予定の水量が水道メーターの適正流量を超えない場合（水理計算書の提出を求める場合あり）は、給排水係と協議の上、事前に理由書及び関係資料を提出し承認（承認条件を付す場合あり）を受けた場合に限り、分岐口径と同口径のメーターを取り付けることができる。ただし、承認後、給水装置工事申込書にて所定の手続きを行い加入金の納付が必要となる。
- ③ 母屋と離れなど、双方に独立した生活様式があり、個々に給水を受けたい場合は、同一敷地内であっても、新たに給水装置の設置ができる。ただし、給水装置工事申込書にて所定の手続きを行い加入金の納付が必要となる。

(7) メーターます（メーターBOX）の選定

- ① メーターますは、水道メーターの検針及び取替作業が容易にできる構造・大きさで、鋳鉄製の市章入りとする。（人・車等の通路に設置しない場合は、樹脂製の使用を可とする。）
- ② 口径50mm以上の場合は、コンクリート製とし鋳鉄製蓋2枚を使用する。

8 受水槽の構造

受水槽の配管設備及び構造は、関係法令を遵守しなければならない。

(1) 設置場所・容量

- ① 受水槽は地上式とすること。ただし、やむを得ない場合は地下室に設置することができるが、事前に給排水係と協議すること。
- ② 受水槽は換気がよく6面の外面点検が容易にでき、かつ安全で、汚水・雑排水などがその上を通らず、周囲にごみ置き場・浄化槽等の汚水源に接近しない衛生的な場所に設置すること。また、ボイラー、給湯管などが近くに無いところを選定すること。
- ③ 配水管より低い所に受水槽を設置するときは、必要に応じて空気弁を設置すること。
- ④ 受水槽の有効容量は、1日使用水量の1/2を標準とする。
- ⑤ 高置水槽の有効容量は、1日使用水量の1/10を標準とする。

(2) 構造

① 本体

- ア 受水槽の材質は、鋼板製、ガラス繊維強化樹脂（FRP）製、その他堅固なもので、水質、水温に悪影響を及ぼさないような処置をすること。
- イ 水密性が十分に確保でき、耐震構造であること。
- ウ 受水槽の内面に使用する塗料及び仕上剤は日本水道協会認証品で安全性が確認されているものを使用すること。
- エ 槽底は、排水口に向かって、勾配を付けること。
- オ 保守点検用の人孔及びタラップを取り付けること。
- カ 人孔は、雨水、汚水等の流入防止のため、覆蓋又は地盤より高位置に設け、その材質は、鉄製又は同程度の強度を有すること。

- キ 保守点検時に断水を避けるため、必要に応じて2槽式を設置すること。
- ク 人孔用鉄蓋は、原則として水密性を持った防水型を使用し、開閉できる構造で、必要に応じ施錠がされること。

② ポールタップ

- ア ポールタップは、点検修理が容易にできる位置に取付けること。
- イ ポールタップは、その用途に適したものを使用すること。
- ウ 電磁弁により入水位制御する場合は、定水位弁のバックアップとして使用すること。
- エ ポールタップで給水する場合は、必要に応じて波立ち防止板を設置すること。
- オ ポールタップ取付け金具は、耐食性に優れた材質のものを使用すること。

③ 流入管

- ア 流入管は、ウォーターハンマー等の影響を受けないよう指示金具で強固に固定すること。
- イ 流入管の口径75mm以上には定流量弁を設けること。
- ウ 流入管の受水槽手前に止水弁を設置し、その手前に非常用給水栓を設けること。
- エ 流入管と流出管取付け位置は水の停留を防ぐ構造とすること。
- オ 流入管は落とし込み方法とすること。

④ 越流管

- ア 越流管は流入管口径より1サイズ以上大きくすること。
- イ 越流管の設置位置は、流入管の吐出口より越流管口径の2倍以上の垂直距離を確保すること。
- ウ 越流管は、地上又は床上で開設排水とし防虫ネットを設け、外部から排水口が見えるところに設置すること。

9 誤接続（クロスコネクション）の防止

一つの給水装置があるとき、他の管、設備又は施設に接合することを誤接続（クロスコネクション）という。水道以外の配管等との誤接合の場合は、井戸水、農業用水、排水、化学薬品及びガス等が水道水に混入するおそれがある。特に、給水管と受水槽より下流側の管を接続すること、自家製井戸の配管と接続することには、注意が必要である。

安全な水の確保のため、給水装置と当該給水装置以外の水管、他の設備との誤接続は、健康被害が発生するおそれがあるため、絶対に避けなければならない。用途の異なる管が給水管と近接配管され、外見上判断しがたい場合もあるので、誤接続を防止するために、管の外面にその用途を識別できるよう表示する必要がある。また、給水栓に取り付けて使用する風呂釜洗浄器、水圧を利用したエジェックタ構造の簡易シャワー、残り湯汲出装置等、逆サイホン作用によって汚水などが吸引するような間接連結についても避けなければならない。

（1）給水装置と誤接合されやすい配管の例

井戸水・再利用水の配管、受水槽より下流側の配管、プール・浴場等の循環用の配管、水道水以外の給湯配管、水道水以外のスプリンクラー配管、ポンプの呼び水配管、雨水管、冷却水配管、その他排水管

(2) 給水装置と誤接続されやすい機械、設備等の例

洗米器、ボイラー、クーラー、ドライクリーニング機、純水器・洗净機、瓶洗機、自動マット洗機、洗車機、風呂釜清掃機、簡易シャワー・残り湯汲出装置、洗髪機、ディスポーザ

10 給水装置工事の設計

- (1) 指定給水装置工事事業者が、申請者の委任を受け給水装置を施工（新設、改造、撤去）するときは、木津川市給水装置工事申込書及び給水装置工事設計図等に必要事項を記入し申込をすること。

なお、工事の施工にあたっては、承認を受けた後に施工すること。
- (2) 給水装置工事の設計に際しては、使用者の所要水量、付近の水圧状況、配水管の布設状況、適切な材料の選定かつ経済的な配管方法等を考慮すること。また、給水装置が第三者の所有する土地を占用しないことを確認すること。
- (3) 位置図は、申請地が中央となるようにし、申請地を赤鉛筆で太く囲み付近の目印等を記入すること。
- (4) 設計図の作成において、平面図及び立面図は黒色のインク又はボールペン等で記入し、平面図の配管は赤色のインク又はボールペン等で記入すること。
- (5) 平面図には、配管の他、間取り、敷地の大きさ、道路幅員及び敷地境界線を記入すること。また、2階の場合は、1階平面図と平行な位置に記入すること。
- (6) 立面図には、給水装置のみを対象とし、延長、給水用具、継ぎ手等を記入すること。
- (7) 配管の長さはm単位で、小数点以下第1位まで記入し、管径はmm単位で記入すること。

なお記入順序は、管種、管径、延長とし、管種、管径の区分ごと、分岐点ごとに記入すること。
- (8) 止水栓及び水道メーター並びに配水管からの分岐位置は、方位の北を上に、基点（A点）を設けその位置を明確にすること。

なお、分岐時の配水管の種類、口径を記入すること。また既設給水管の撤去がある場合は、位置を明確にすること。
- (9) 竣工図面は、平面図及び立面図は黒色のインク又はボールペン等で記入し、平面図の配管は赤色のインク又はボールペン等で記入すること。また、実施数量は黒色のインク又はボールペン等で記入すること。
- (10) 給水装置の新設、改造、撤去に伴う道路、河川、私有地などの占用が必要な場合は、各管理者等と事前に協議し許可又は同意を得ること。

11 給水装置工事申請書類

※「給水装置工事申込書提出時 注意事項」を参照

1.2 竣工検査

(1) サドル分水栓による分岐

- ア サドル分水栓から一次側のメーター止水栓まで 1. 75 MPa の静水圧を 1 分間保持し、水漏れの無いことを確認すること。(写真・引込調書の提出)
- イ 給水管の明示ピン設置確認
- ウ メーターます位置

(2) 割T字管による分岐 (職員の立ち会いが必要)

- ア 不断水割T字管を取付け 1. 0 MPa の静水圧を 1 分間保持し、水漏れの無いことを確認し穿孔すること。(写真検査)
- イ 不断水割T字管を取付け後メーターバルブまでの 1 次側 1. 0 MPa の静水圧を 1 分間保持し、水漏れの無いことを確認する。(写真・引込調書の提出)
- ウ 給水管の明示ピン設置確認

(3) 二次側工事 (現地検査)

- ア 内線工事において、メーターより二次側のから給水金具まで 1. 75 MPa の静水圧を 1 分間保持(架橋ポリエチレン・ポリブデン・H I V P 等とも同じ)し、水漏れの無いことを確認する。
ただし、メーターバイパスユニットを設置した場合は、0. 75 MPa の静水圧を 10 分間保持し、水漏れの無いことを確認する。
(これは、1 次側の流路切換弁及び 2 次側の合流弁の構造上、弁座漏れ試験を 0. 75 MPa としていることから、弁座の機能を損なわないよう 0. 75 MPa の圧力で行うものである。)
- イ 給水装置、給水用具の設置状況を確認する。

1.3 その他

- (1) 配管の位置が特定しにくい箇所については試掘をすること。
- (2) 他の埋設物の管理者(ガス・電気・ケーブル等)と協議すること。
- (3) 過失により水道施設を破損した場合は、規程第 10 条第 3 項により修繕に要した費用の負担を求める。
- (4) 集合住宅の親メーターには、戸別の私設メーターを設置すると料金の軽減措置が可能な場合があるので、留意すること。
- (5) メータ一口径を減径した場合、条例第 34 条第 3 項の規定に基づき既納の加入金は還付しない。また、後日メータ一口径を元に戻す必要が生じた場合においては、条例第 34 条別表第 2 備考の規定に基づき新旧口径の加入金の差額を徴収する。
- (6) その他基準に定めていない内容については、別途協議の上、決定する。

図4 給水標準図（口径20mm、口径25mm）

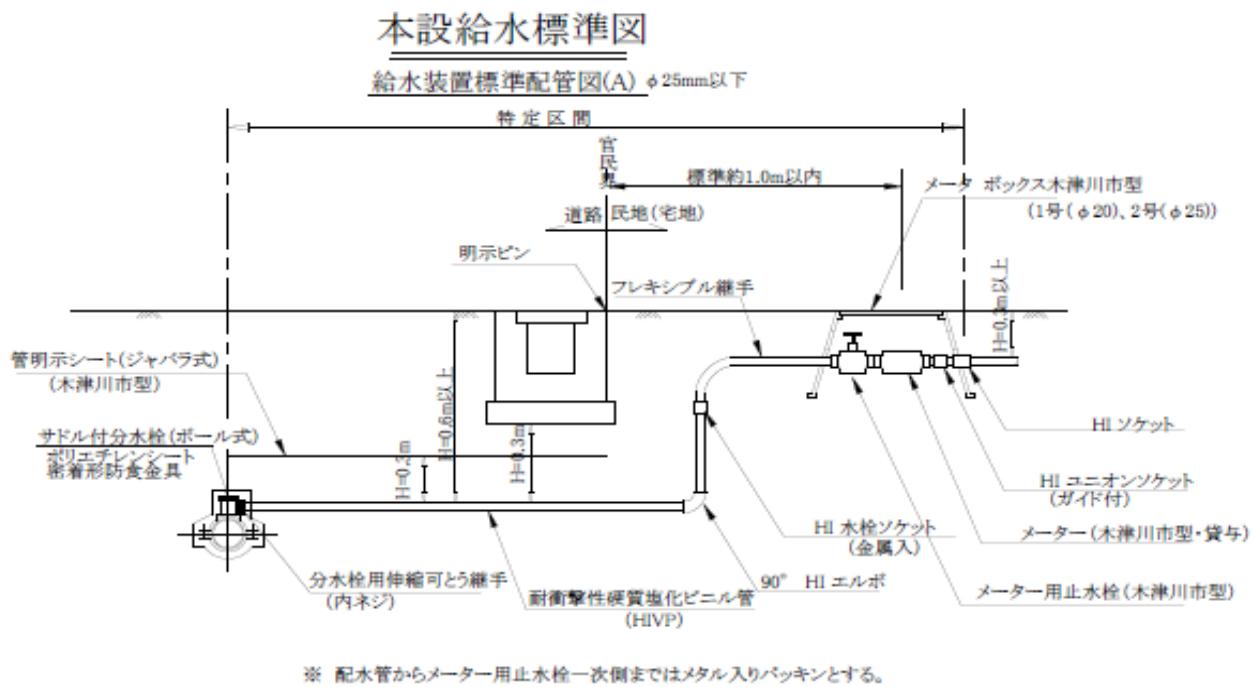
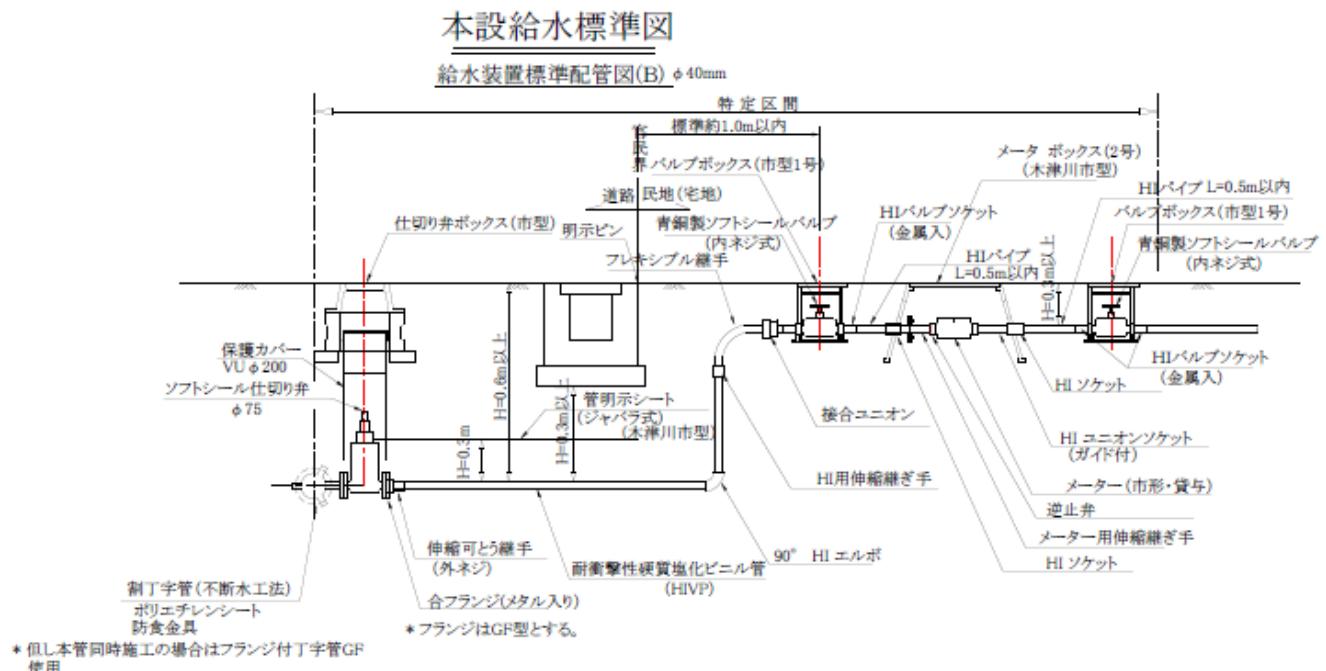


図5 給水標準図（口径40mm）



* 但し本管同時施工の場合はフランジ付丁字管GF使用

図6 給水標準図（口径50mm）

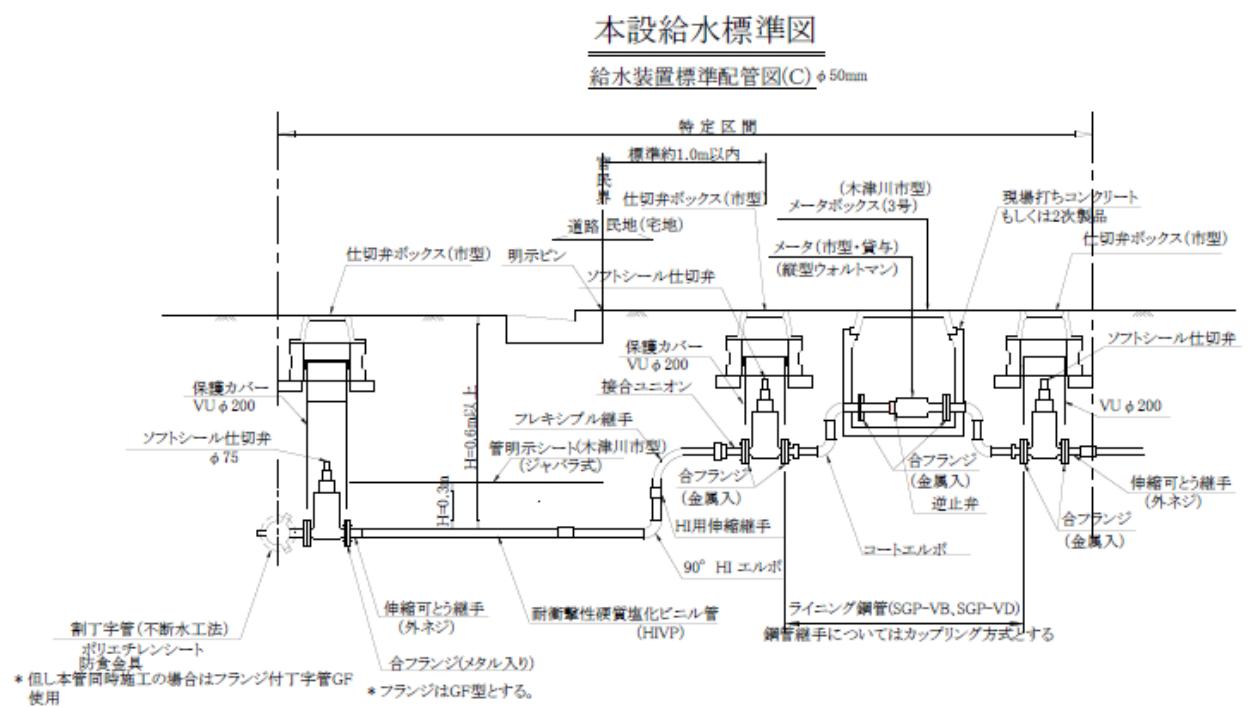


図7 給水標準図（口径75mm、口径100mm、口径150mm）

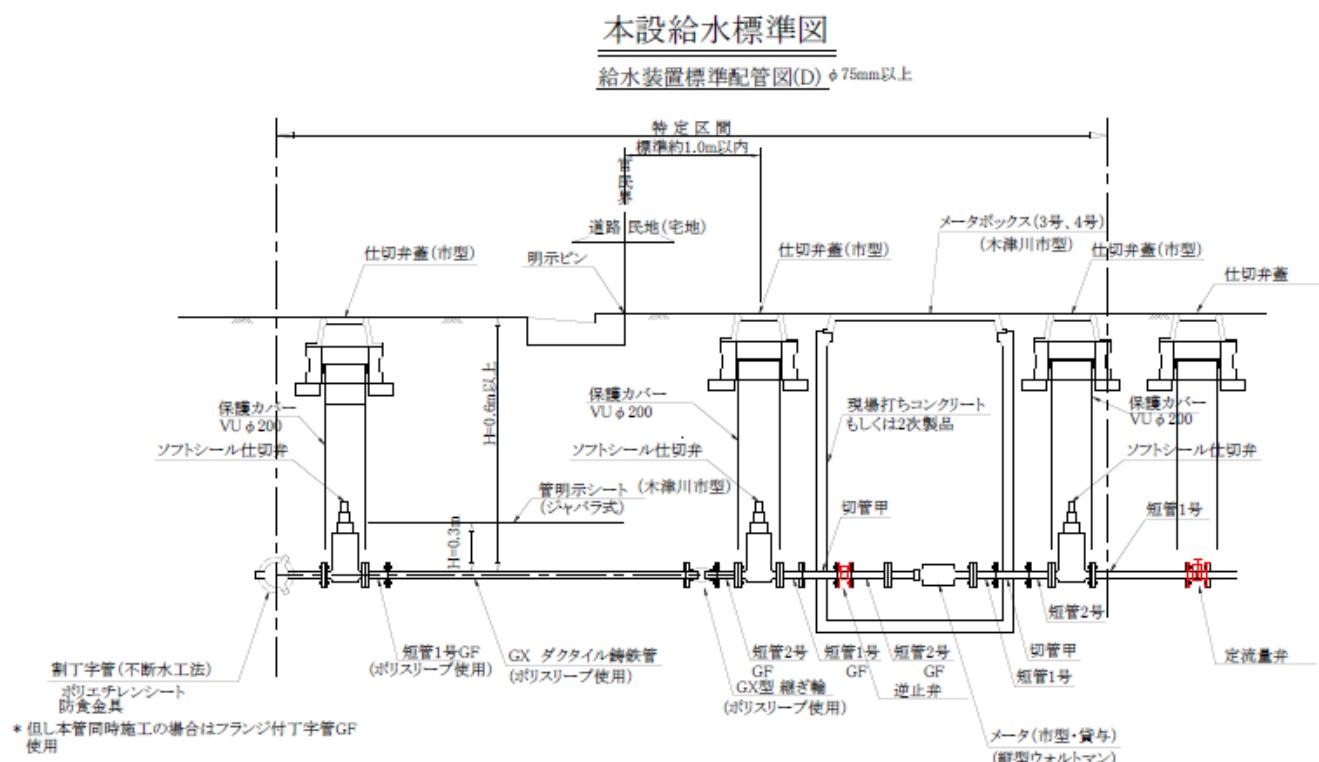


図8 2階建て以下の集合住宅等でメーターバイパスユニット、口径25mm以下の場合

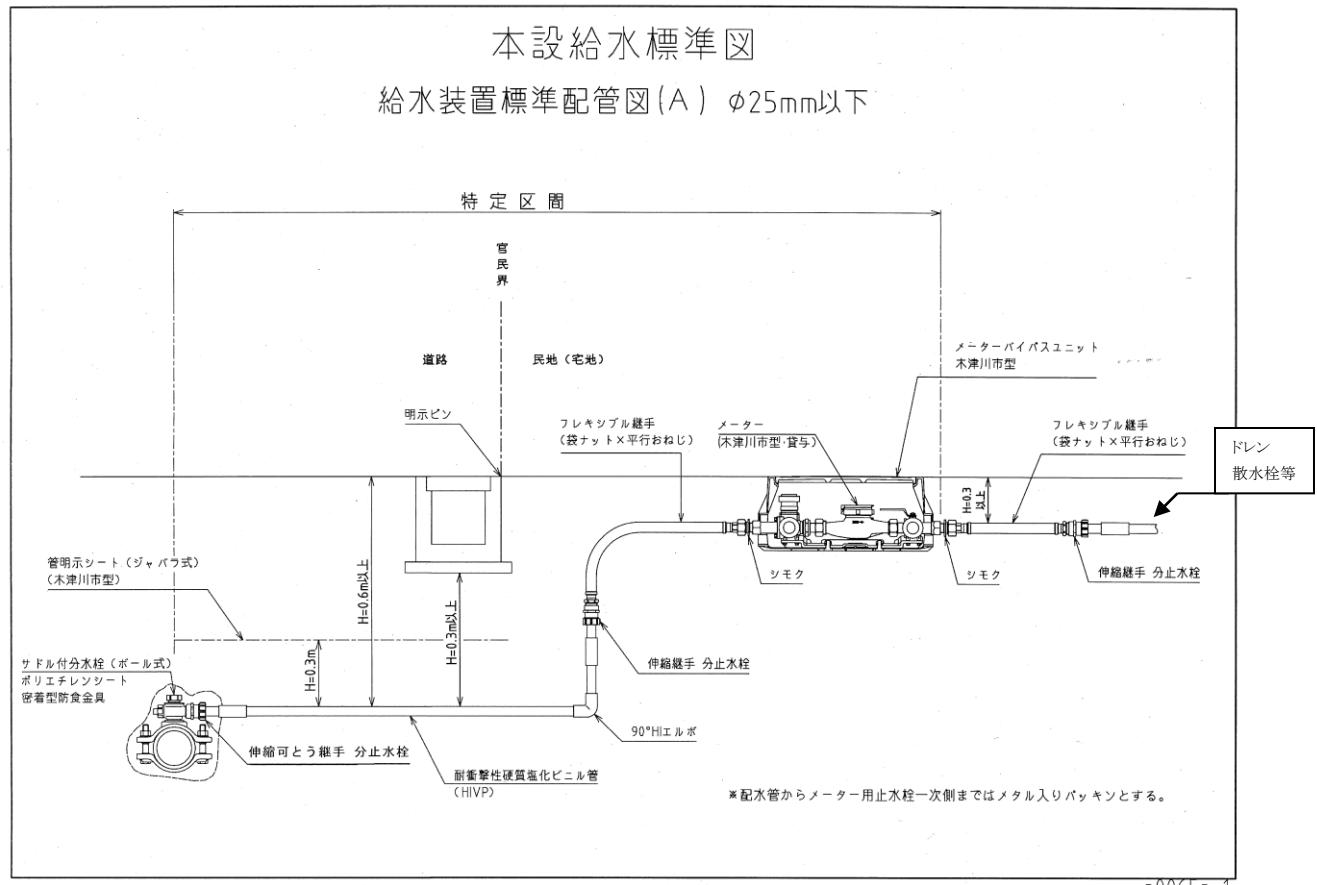


図9 2階建て以下の集合住宅等でメーターバイパスユニット、口径40mmの場合

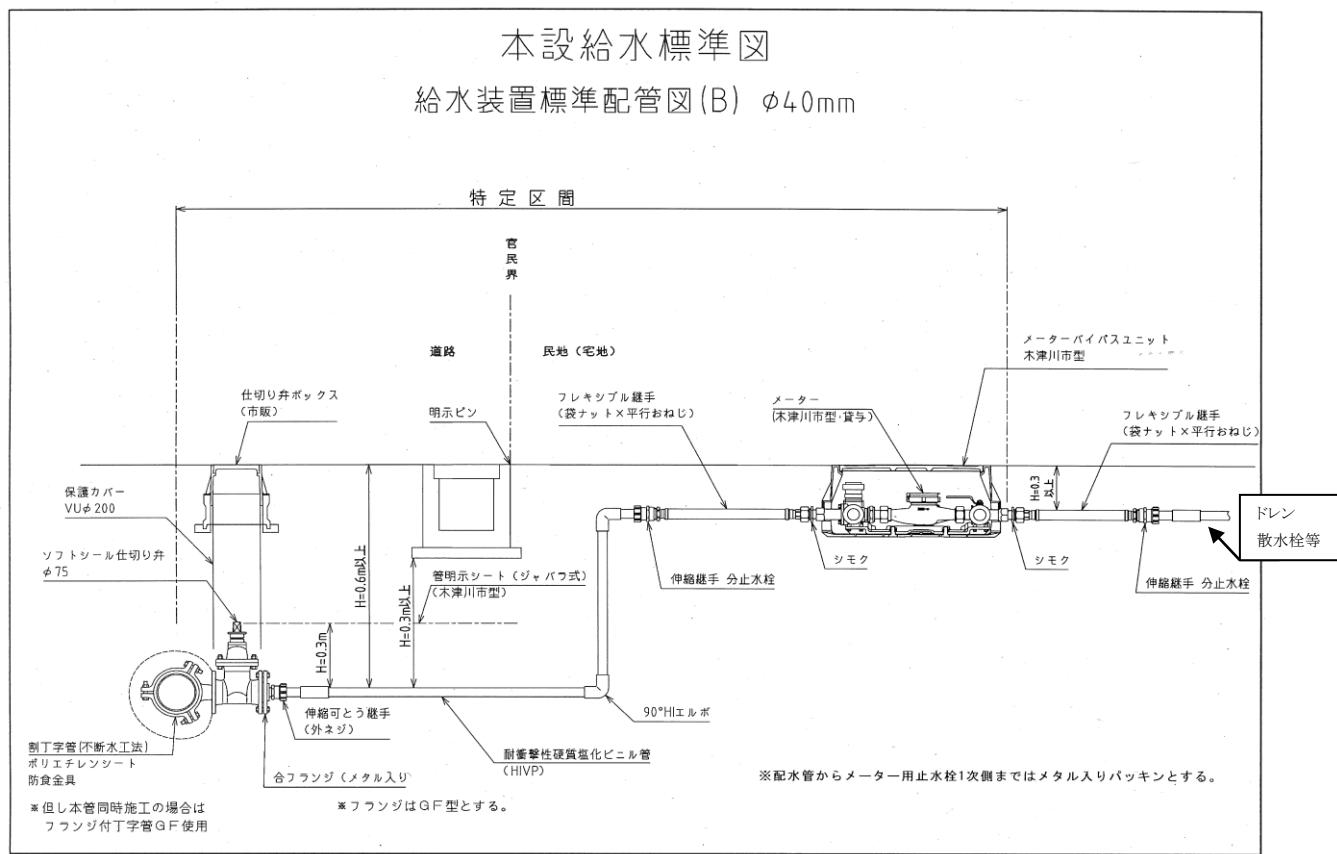


図10 2階建て以下の集合住宅等でメーターバイパスユニット、口径50mmの場合

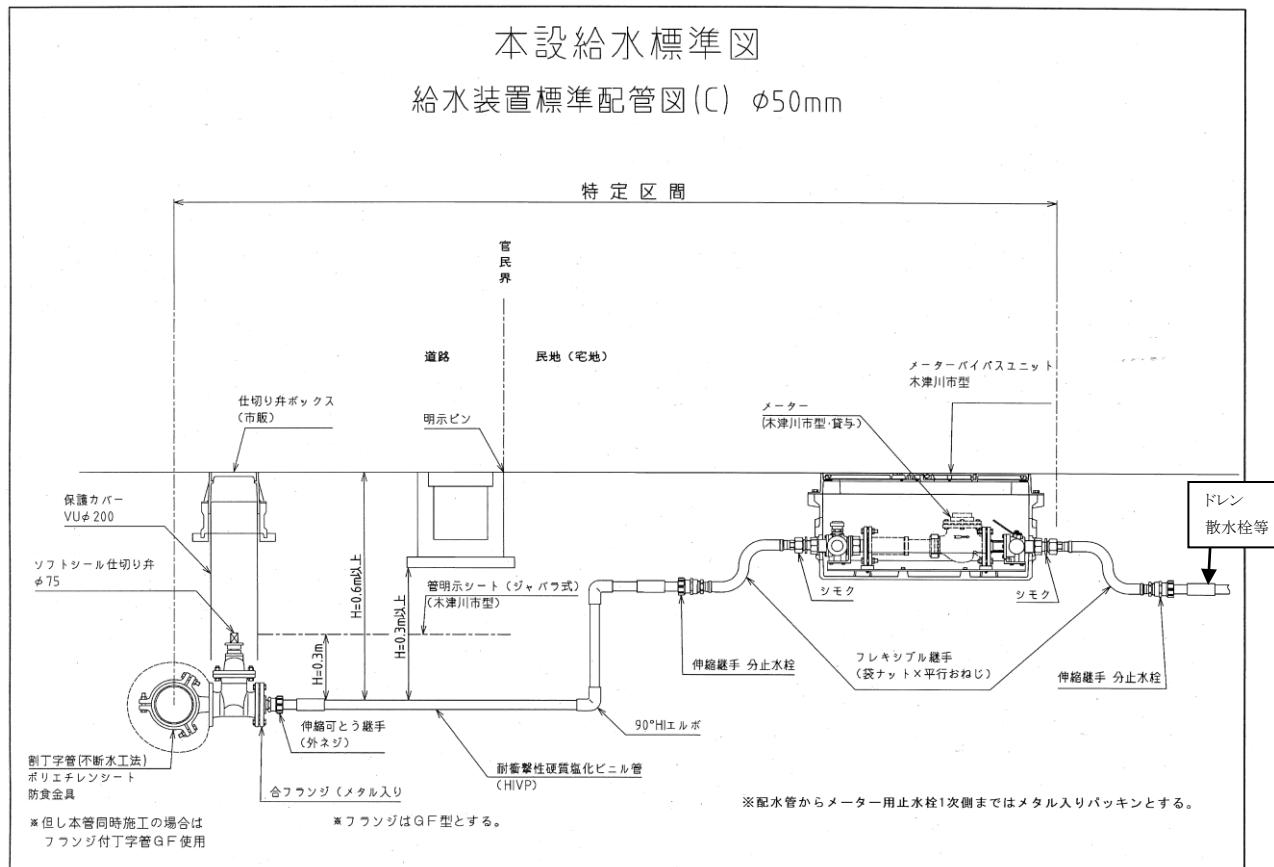
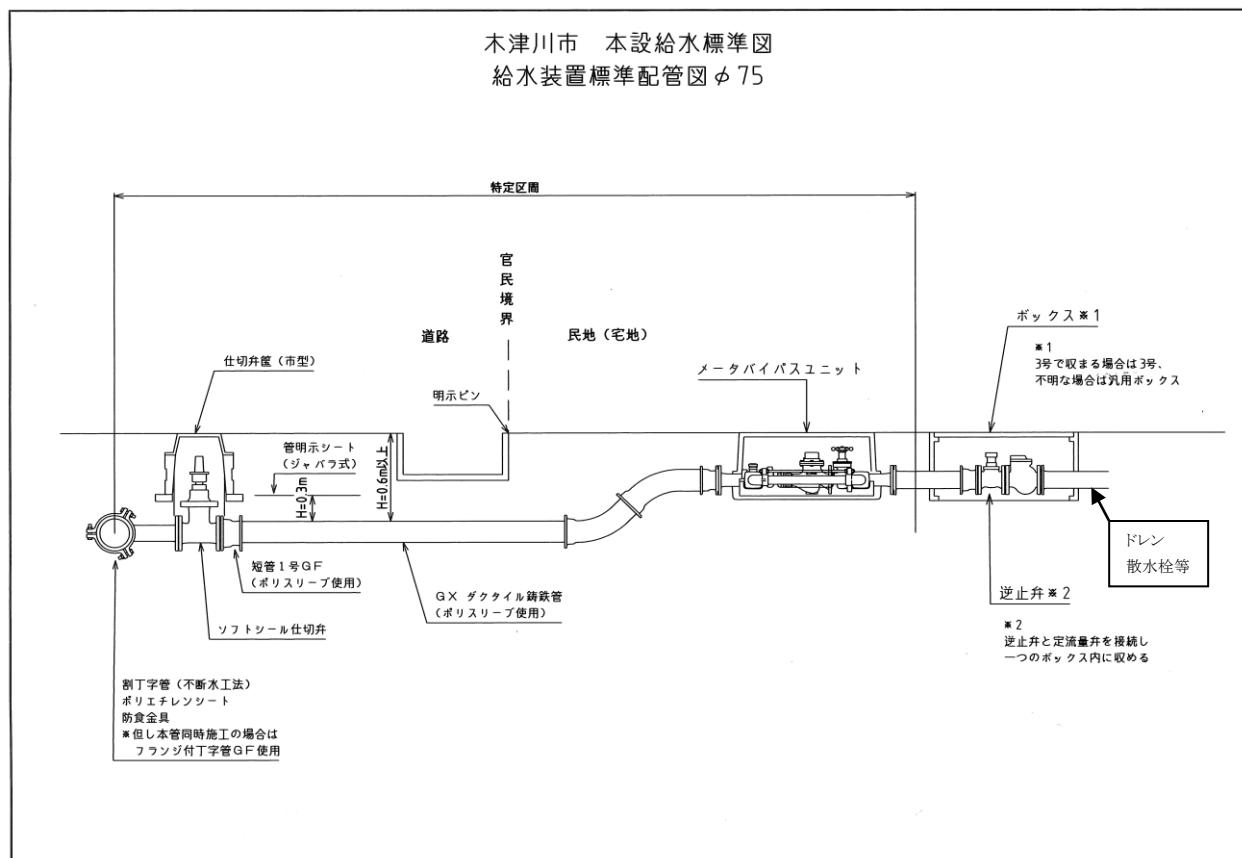


図11 2階建て以下の集合住宅等でメーターバイパスユニット、口径75mmの場合



給水装置工事申込書提出時 注意事項

《新設》

◎手数料(申請時に支払い)

- ・設計審査手数料 φ 20まで 3,000 円、φ 25以上 5,000 円
- ・工事検査手数料 φ 20まで 3,000 円、φ 25以上 5,000 円

◎添付書類

- ・建築確認済証コピー(確認番号、申請者名、建築(設置)場所が分かる面のみで可)
※建築確認申請中の場合は、「建築確認申請書の第一面、第二面、第三面の写し」または「確約書」
- ・給水申込書

《状況により添付必要》

- ・道路占用の許可書コピー(申請書コピー添付の場合は、後日、許可書を提出すること)
- ・同意書(私有地等を利用する場合)
- ・口径変更届
- ・誓約書(給水内容により、提出を指示することあり)
- ・その他、給排水係より指示した書類(流量計算書等)

《改造》

◎手数料(申請時に支払い)

- ・設計審査手数料 φ 20まで 3,000 円、φ 25以上 5,000 円
- ・工事検査手数料 φ 20まで 3,000 円、φ 25以上 5,000 円

◎権利について確認

- ・メーターがついているかどうか(現地にて必ず確認お願いします。メーター番号を控えてください。)
- ・開栓／閉栓の状況確認

◎添付書類

- ・建築確認済証コピー(確認番号、申請者名、建築(設置)場所が分かる面のみで可)

《状況により添付必要》

- ・口径変更届
- ・道路占用の許可書コピー(申請書コピー添付の場合は、後日、許可書を提出すること)
- ・同意書(私有地等を利用する場合)
- ・誓約書(給水内容により、提出を指示することあり)
- ・その他、給排水係より指示した書類(流量計算書等)

※検査予約は、前々日の17:15までに記入をお願いします。また、竣工図面等、検査に必要な書類が、前々日の17:15までにそろわない場合は検査できません。

※検査予約時間までにキャンセルがなく、『検査不合格』、『検査時間に検査を開始できなかった場合』、『現場が検査を実施できない状態であった場合』等は、再検査となり、再検査手数料(工事検査手数料と同額)が必要となります。